

「人間将棋 姫路の陣」企画・実施等業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 4 月

姫 路 市

1 募集の概要

本市では、令和7年11月に将棋のタイトル戦が開催される予定となっていることから、11月を「将棋月間」とし、様々な将棋関連のイベントを実施することとしている。本事業は、その端緒として姫路城において「人間将棋 姫路の陣」を行うことで、タイトル戦までの機運醸成及びまちなかのにぎわい創出を図ることを目的とする。

また、本イベントは国内外問わず多くの来場者が見込まれることから、世界文化遺産・国宝 姫路城及び、本市ゆかりの戦国武将・黒田官兵衛など、本市の豊かな観光資源をPRすることで、知名度向上及び観光誘客促進を目的とする。

※ 人間将棋とは、豊臣秀吉が伏見城で小姓や腰元を将棋の駒に見立て、「将棋野試合」を行ったという故事がきっかけとなり、山形県天童市で昭和31年に始まり今日まで続いている行事である。本市においてもこれまでに6回（平成27年から令和6年まで）開催している。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「広告、催事、展示」の業種及び「イベント企画演出、会場設営」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。
- (4) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (5) 次の全てに該当すること。
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(9) 官公庁、民間発注を問わず、元請として平成２９年４月１日以降に業務が完了した、屋外ステージを利用したイベントの企画・運営業務の履行実績を有すること。

３ プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市観光経済局観光コンベンション室（以下「観光コンベンション室」という。）

〒６７０－８５０１ 兵庫県姫路市安田四丁目１番地

電話 （０７９）２２１－１５２０

FAX （０７９）２２１－１５２７

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和７年（２０２５年）４月３日から令和７年（２０２５年）６月６日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	観光コンベンション室

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年4月3日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年4月15日 午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和7年4月17日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年4月25日 午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年5月1日 午前10時
6	提案資料提出書類の受付期限	令和7年5月20日 午後4時
7	提案者への質問送付	令和7年5月26日
8	提案内容に対する質問への回答期限	令和7年5月29日 午後5時
9	契約候補者の特定・通知	令和7年6月3日頃
10	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年6月6日頃

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1）
- (イ) 業務実績調書（様式2）
- (ウ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本もしくは写し。市税の納税義務がある場合に限る。）
- (エ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本もしくは写し。）
- (オ) 関連企業申告書

イ 提出部数

1 部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和 7 年（2025 年） 4 月 3 日から令和 7 年（2025 年） 4 月 1 5 日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	観光コンベンション室 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手 続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030385.html)

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

観光コンベンション室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和 7 年 4 月 1 0 日午前 9 時から同月 1 5 日午後 4 時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後 4 時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和 7 年 4 月 1 7 日に参加資格確認通知書を参加表明書に記載の E - M a i l 宛に電子メールにより通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和 7 年 4 月 2 5 日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により観光コンベンション室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第 5 項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下

「参加者」という。)に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書(様式3)

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所(送信先アドレス)」宛てに電子メールで送信すること。(ファイル形式はMicrosoft Excelとする。)

ウ 提出場所(送信先アドレス)

kanko@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年4月25日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年5月1日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類(提案資料)

姫路市ホームページに掲載する「「人間将棋 姫路の陣」企画・実施等業務委託提出書類(提案資料)」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式6-1から6-8の写し(各添付資料を含む。)には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(4) 提出場所

観光コンベンション室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年5月15日午前9時から同月20日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料に係る本市からの質疑応答の実施

前項の規定により提出した提案資料について、本市から質疑がある場合は令和7年5月26日までに参加表明書に記載のE-Mail宛に電子メールで質疑書を送付するので、提案者は令和7年5月29日午後5時までに回答すること。

(1) 提出書類

回答書（様式4）

(2) 提出方法

回答書に回答を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

(3) 提出場所（送信先アドレス）

kanko@city.himeji.lg.jp

(4) 提出期限

令和7年5月29日午後5時まで

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は提案資料に係る質疑応答を実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、「人間将棋 姫路の陣」企画・実施等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係るヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査委員会において、提案資料及び質疑応答の内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点	配点
実施体制・計画	(1) 業務実施方針	・事業の趣旨及び考え方の認識は妥当か。また、事業の趣旨及び考え方に沿った企画となっているか。	5点	35点
	(2) 業務全体工程計画	・要求水準書を踏まえた上で、無理のない効率的なスケジュール設定となっているか。 ・本市が進捗状況を確認する機会を盛り込んだ計画となっているか。	5点	
	(3) 運営方法・実施体制	・事前準備を含め、イベントを実施するために十分な運営方法となっているか。 ・雨天時の対応が計画に盛り込まれているか。 ・スタッフ体制は、自社で対応できるものとなっているか。また、スタッフの配置に当たっては、多客時も想定し、必要人員を確保できているか。 ・各イベントの参加者が安全にプログラムに参加可能な体制・スケジュールが確保されているか。	15点	
	(4) 設営・警備等	・会場設営の体制や、イベントに係る警備体制は適切に取られているか。	10点	

デザイン・演出・企画力等	(1) イベント内容	・イベントの内容は姫路城及び本市の歴史と将棋文化を活かした内容か。また、集客を期待できる内容となっているか。 ・招へいする著名人等はイベントの内容にふさわしい人物となっているか。また、集客が可能な人物となっているか。 ・雨天時のイベント内容は、屋外実施時相当に充実した内容となっているか。 ・人間将棋以外のイベントについても、本市の特色が活かした内容のイベントとなっているか。	25点	60点
	(2) 演出内容	・オープニング等の各種演出上に、黒田官兵衛及び本市にゆかりのある歴史上の人物が登場し、将棋を知らない人が見ても楽しめ、本市の歴史を知ることができるような演出内容となっているか。 ・実施イベントは将棋又は黒田官兵衛などの本市にゆかりのある歴史上の人物や出来事と関連のあるもので、参加・来場した方の世代を問わず楽しめる内容となっているか。 ・関連イベントの中で歴史上の人物・出来事に触れる場合は可能な限り史実に基づいた演出となっているか。	15点	
	(3) プロモーション内容	・本業務の目的に合致し集客が期待できるプロモーション内容となっているか。 ・雑誌、新聞、SNS等の媒体を活用したプロモーションが提案できているか。 ・各媒体を活用したプロモーションについては、一度で終わらず複数回告知ができるような体制となっているか。 ・イベント当日姫路城及びアクリエひめじを訪れた観光客（外国人観光客含む）にもイベント内容が分かるよう案内表示の作成・設置、外国語での会場アナウンスなどの対応が計画に盛り込まれ、誰が見ても分かりやすい案内となっているか。	15点	
	独自提案等	・提案上限額内で魅力的な独自提案等（本業務の目的にかなうことがより期待できる提案）があるか。	5点	

イ 評価基準及び得点・得点化方法

- (7) 次の表のとおり 5 段階評価で項目ごとに評価点を算出する。(独自提案等に関する評価を除く)

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	A と C の中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	C と E の中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

- (イ) 独自提案等

次の表のとおり 4 段階評価で評価点を算出する。

評価	判断基準	得点
A	特に魅力的である	5 点
B	A と C の中間程度	3 点
C	魅力的である	2 点
D	魅力的でない、若しくは、提案がない	0 点

- (ロ) 事業費（受託希望金額）に関する評価

第 8 項第 1 号に定める提案資料の様式 7 に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第 1 位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である 4 点を付与し、その他の提案者の評価点は、4 点に第 1 位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$5 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。(満点 100 点)

なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

- ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- エ 契約候補者の特定を令和7年6月3日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- オ 特定された契約候補者は、本市が指定する日までに、本件業務の見積書を観光コンベンション室に提出すること。
- カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年6月6日を目途に姫路市ホームページに掲載する。
- キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1 1 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。基本的には提案内容に沿った形で委託契約を行うが、本件における提案はあくまで契約候補者選定の審査材料となるものであるため、実際の契約締結及び業務推進に当たっては、本市と協議した上で業務内容等の修正を行うことがあるので留意すること。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1 2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により観光コンベンション室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出する

こと。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第115号第1項第4号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者。
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1 4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で利用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポ

ーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。

- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続き及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、姫路市ホームページにて、別紙「公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。